

小規模保育事業認可に係る意見の聴取について

平成27年4月1日からスタートする、子ども・子育て支援新制度においては、小規模保育事業については、市長の認可を得て実施することができる事業として位置づけられています。

■認可にあたっての考え方■

1 条例等で定める認可の基準

市長は、小規模保育事業の認可の申請があったときは、条例で定める設備及び運営に関する基準に適合しているかを審査するほか、児童福祉法(以下、「法」という。)等に掲げる基準によって審査を行うこととされています。

本市においては、「芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」により基準を定めています。

2 意見聴取

市長は、認可しようとするときは、あらかじめ市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見聞かなければならないとされています。(児童福祉法第34条の15第4項)

本市においては、児童福祉審議会に代わる審議会として芦屋市子ども・子育て会議を設置していることから、小規模保育事業の認可申請のあった2事業者についてご意見を頂こうとするものです。

3 本市における確保方策における小規模保育事業に対する考え方

芦屋市子ども・子育て支援事業計画の小規模保育事業の整備計画については、平成26年度整備として各圏域1事業所の計3事業所を目標としていました。